

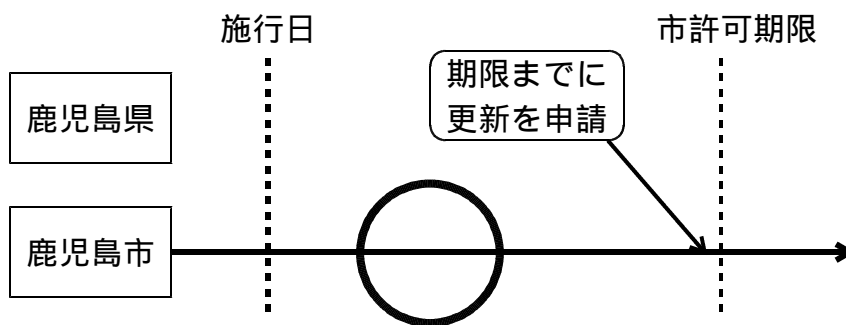
産廃収集運搬業許可合理化の経過措置に伴う鹿児島県での状況について

政令の改正により平成23年4月1日から，一の政令市を越えて収集運搬を行う場合は，県の許可になるため，県，市の両方の許可を受けている事業者については，市の許可が失効します。

しかし，許可の状況により，4月1日以降も市の許可を失効させない経過措置が適用されます。

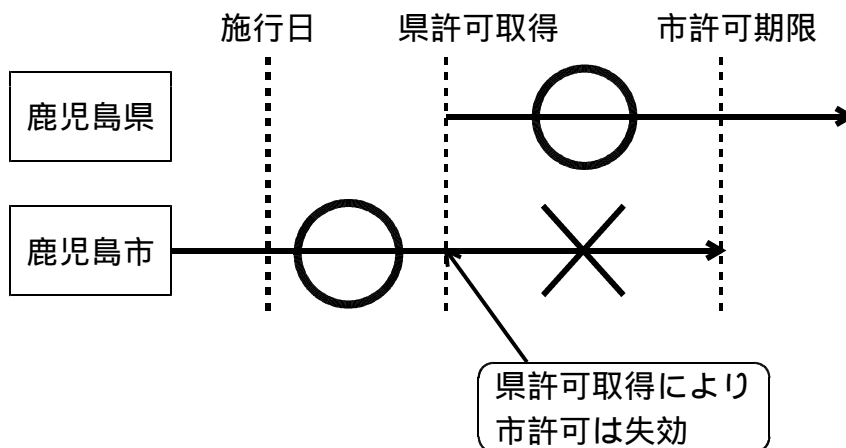
具体例1

鹿児島県の許可なし，鹿児島市の許可あり(がれき，積替えなし)の者
一の政令市の範囲内での業であり，現状のままでよい。



具体例2

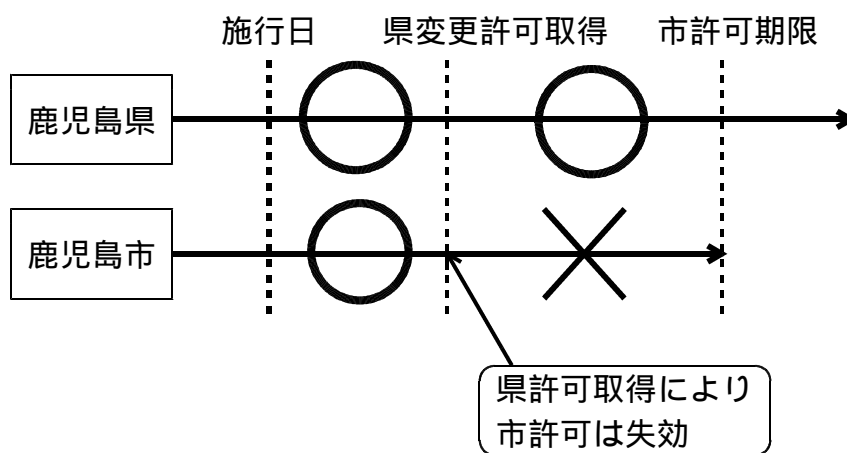
の者が新たに鹿児島市以外(例：鹿屋市)で業を行おうとする場合
一の政令市の範囲を超えるため，県許可の取得が必要。



具体例 3

鹿児島県の許可あり(がれき，積替えなし)及び鹿児島市(金属くず及びがれき，積替えなし) の許可ありの者

鹿児島県の許可の事業の範囲の方が鹿児島市の許可の範囲よりも狭いため，改正法施行後に従来通り鹿児島市で業を行うためには，市の有効期限までに鹿児島県の変更許可(事業の範囲に『金属くず』を追加)を受ける必要があります。



なお，今回の経過措置は積替保管を有していない事が前提でとなっているため，鹿児島市内に積替保管場所がある場合は，従来どおり鹿児島市での許可が必要になります。